

吹田市名誉市民条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、吹田市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号に関し必要な事項を定めるものとする。

（名誉市民の基準）

第2条 名誉市民の称号は、市民、市内の団体又は吹田にゆかりのある個人若しくは団体であつて、学術研究その他の社会の発展に寄与する活動が世界的に高く評価されたことにより、広く市民から吹田の誇りとして深く尊敬されているものに対して贈る。

（称号の贈呈手続）

第3条 名誉市民の称号は、議会の同意を得て、市長が贈る。

（賞状の贈呈等）

第4条 市長は、名誉市民の称号を受けたものに賞状及び記念品を贈るとともに、その氏名又は名称及び功績を公表する。

（称号の取消し）

第5条 名誉市民の称号を受けたものが著しく名誉を損ない、市民の尊敬を失つたと認めるときは、市長は、議会の同意を得て、その称号を取り消すことができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。